

第4章

主要9項目の前年からの動向を分析 初度適用時の免除規定の 選択状況

【この章のエッセンス】

●免除規定の適用の上位5項目はリース、企業結合、過去に認識した金融商品の指定、換算差額累計額、収益であった。

●リースは88%、企業結合は76%、過去に認識した金融商品の指定は71%、換算差額累計額は65%、収益は35%の企業が免除規定を選択していた。

IFRSはIFRSの初度適用企業に対して、任意の免除規定を設けており、初度適用企業の作業負担を軽減するように考慮している。IFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」が規定する免除規定は図表21を参照されたい(2022年7月末時点で公表されている基準を対象としている)。

(図表21) IFRS1号が認める免除規定

・企業結合(IFRS1号付録C)
・株式に基づく報酬取引(IFRS1号D2項、D3項)
・みなし原価(IFRS1号D5項～D8B項)
・リース(IFRS1号D9項、D9B項～D9E項)
・換算差額累計額(IFRS1号D12項、D13A項)
・子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資(IFRS1号D14項～D15A項)
・子会社、関連会社および共同支配企業の資産および負債(IFRS1号D16項、D17項)
・複合金融商品(IFRS1号D18項)
・過去に認識した金融商品の指定(IFRS1号D19項～D19C項)
・金融資産または金融負債の当初認識時の公正価値測定(IFRS1号D20項)
・有形固定資産の原価に算入される廃棄負債(IFRS1号D21項、D21A項)
・IFRIC12号「サービス委譲契約」に従って会計処理される金融資産または無形資産(IFRS1号D22項)
・借入コスト(IFRS1号D23項)
・資本性金融商品による金融負債の消滅(IFRS1号D25項)
・激しい超インフレ(IFRS1号D26項～D30項)
・共同支配の取決め(IFRS1号D31項)
・露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト(IFRS1号D32項)
・非金融商品項目の売買契約の指定(IFRS1号D33項)
・収益(IFRS1号D34項、D35項)
・外貨建取引と前払・前受対価(IFRS1号D36項)

本章では、前回分析に引き続き、今回新たに有価証券報告書または「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」においてIFRSを任意

適用した20社のうち、すでにIFRSを適用等していた新規上場会社の3社を除く17社について分析を行った。17社の免除規定の選択状況は図

表22を参照されたい。なお、図表22は図表21における免除規定のうち、選択企業の多かった免除規定について分析している。また、初度適用に関する実際の開示については、開示例48を参照されたい。

今回分析では、図表21における免除規定のうち、選択企業の多いリース、企業結合、過去に認識した金融商品の指定、換算差額累計額、収益、株式に基づく報酬取引、みなし原価、借入コスト、および資産除去債務について記載した。

前回分析対象の22社についてもやはり同様の免除規定を選択していた企業が多かったが、IFRS16号「リース」の初度適用企業に対する免除規定のいずれかを選択した企業は前回分析では82%(22社のうち18社)、今回分析では88%(17社のうち15社)と高い水準にある。これは、前回分析時より、IFRS16号「リース」から生じた結果的修正により、従前のGAAPでオペレーティング・リース処理してきた取引等について、IFRS1号の免除規定が追加(D9B項、D9E項)され、多くの企業が当該免除規定を適用していることが背景にある。